

## 4 省エネルギーに関する各種支援制度一覧

### 4.1 行政（市町村・県）を対象とする制度

補助金関連		
No.	事業名	事業概要
1	地域省エネルギービジョン策定等事業 ＜申請先等＞ NEDO（新エネルギー・産業技術総合開発機構）	＜支援要件・内容＞ 地域省エネルギービジョンの策定に要する経費に対して補助を行う。 1. 初期段階調査 2. 地域省エネルギービジョン策定調査 3. 事業化フィージビリティスタディ調査 ＜補助率＞ 定額（100%）
2	地域省エネルギー普及促進対策事業 ＜申請先等＞ NEDO（新エネルギー・産業技術総合開発機構）	＜支援要件・内容＞ 地方公共団体の積極的な取組みを全国に波及させ、省エネルギーの加速的な推進を図るために、地方公共団体によるデモンストレーション効果の高い省エネルギー導入促進施策に対して補助を行う。 ・先進性があること ・他の地方公共団体に対する波及効果が見込まれること等。 1. 普及促進事業 地方公共団体が策定した地域省エネルギー普及促進計画に基づいて、主体的に行う省エネルギー設備導入事業 2. 普及啓発促進事業 上記の地域省エネルギー普及促進事業で実施した内容に関して地方公共団体が行う広報・啓発事業等 ＜補助率＞ 1. 普及促進事業：1/2以内 2. 普及啓発促進事業：定額（限度額2千万円）
3	先導的省エネルギー技術導入アドバイザー事業 ＜申請先等＞ NEDO（新エネルギー・産業技術総合開発機構）	＜支援要件・内容＞ NEDO 実施の技術開発の成果及び導入促進事業を活用して、先進的な省エネルギー技術の導入を促すアドバイザー事業を実施。 専門家の巡回指導等による省エネルギー診断・エネルギー負荷計測等、技術導入詳細調査 ＜補助率＞ 1. 導入指導事業：全額 2. 技術導入詳細調査事業：1/2
4	地域地球温暖化防止支援事業 ＜申請先等＞ NEDO（新エネルギー・産業技術総合開発機構）	＜支援要件・内容＞ 地方公共団体又は地方公共団体との関係が認められる地域コミュニティ、環境NPO若しくは事業者等が単独あるいは関係して、新エネルギー又は省エネルギー設備の導入による複数の事業を行う場合に、先進的なモデル事業となりうるものを対象として支援する。 ＜補助率＞ 1/2以内（又は1/3以内）

<p>5</p>	<p>地域新エネルギー導入促進対策事業          &lt;申請先等&gt;          NEDO（新エネルギー・産業技術総合開発機構）</p>	<p>&lt;支援要件・内容&gt;          デモンストレーション効果の高い地方公共団体の新エネルギー導入を加速的に促進させるため、地方公共団体が策定した「地域新エネルギー導入促進計画」のうち、先進性があり、かつ他の地方公共団体への波及効果が高いと認められる事業について、事業の実施に必要な経費の一部を補助する。          導入事業については、原則として、下記基準（1、2のほか、太陽光・風力・バイオマス発電、雪氷熱利用、クリーンエネルギー自動車等も対象）を満たすものか又はそれと同等の効果を有するものであること。</p> <p>1.天然ガスコージェネレーション</p> <p>①高効率型天然ガスコージェネレーション設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発電出力：250kW以上</li> <li>・省エネ率：15%以上</li> </ul> <p>②天然ガスコージェネレーション活用型エネルギー供給設備（地域熱供給、特定電気事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備能力：温・冷熱供給量41.86GJ/h（10Gcal/h）以上</li> <li>・省エネ率5%以上</li> <li>・天然ガスコージェネレーションの排熱依存率40%以上</li> </ul> <p>2.燃料電池</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発電出力：50kW以上</li> <li>・省エネ率：10%以上</li> </ul> <p>&lt;補助率&gt;          ○導入事業：補助対象経費の1/2以内又は1/3以内          ○普及啓発事業：定額（2,000万円限度）</p>
<p>6</p>	<p>クリーンエネルギー自動車等導入促進対策事業          &lt;申請先等&gt;          NEDO（新エネルギー・産業技術総合開発機構）          （財）日本電動車両協会          （社）日本ガス協会          （財）エコ・ステーション推進協会</p>	<p>&lt;支援対象者&gt;          クリーンエネルギー自動車の導入者及び燃料供給設備の設置者</p> <p>&lt;補助率&gt;</p> <p>1.自動車（電気・ハイブリッド・天然ガス・メタノール自動車）          通常車両との価格差の1/2以内（上限有）</p> <p>2.燃料供給設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自家用天然ガス燃料供給設備：1/2以内（上限有）</li> <li>・自家用充電設備：1/2以内（上限50万円）</li> <li>・エコ・ステーション（設置・改造・運営費）：定額（上限有）</li> </ul> <p>（設置の場合）          普通充電スタンド：350万円及び施設（急速充電スタンド）          1ヶ所あたり3,000万円の2条件          天然ガススタンド：9,000万円</p> <p>（改造の場合）          電気自動車用充電設備：1,100万円          天然ガス自動車用充填設備：1,700万円</p> <p>（運営費）          天然ガス自動車用充填設備：1会計年度につき198万円</p>

7	<p>環境調和型地域開発促進事業調査費補助</p> <p>&lt;申請先等&gt; 経済産業省</p>	<p>&lt;支援要件・内容&gt;</p> <p>住宅の配置における工夫、省エネルギー設備の導入などにより、地域における総合的な省エネルギーを図る環境調和型地域開発事業化可能性調査の実施に対して、調査研究費用の一部を補助する。</p> <p>&lt;補助率&gt;</p> <p>1/2以内（限度額3千万円）</p>
8	<p>低公害自動車普及基盤整備事業（LPガス自動車転換補助制度）</p> <p>&lt;申請先等&gt; 経済産業省 日本LPガス協会</p>	<p>&lt;支援要件・内容&gt;</p> <p>ディーゼル車からLPガス自動車（軽自動車、小型自動車及び普通自動車であって、用途が貨物用、乗車定員11人以上の乗合用及び冷蔵冷凍車等の特種用途であること。）への転換に必要な経費に対する補助を行う。</p> <p>&lt;補助率&gt;</p> <p>3.5トン超車：改造（相当）費用の1/2（25万円/台が限度） 3.5トン以下車：改造（相当）費用の1/2（20万円/台が限度）</p>
9	<p>低公害自動車普及基盤整備事業（ディーゼル代替LPガス自動車普及基盤整備事業）</p> <p>&lt;申請先等&gt; 経済産業省 （財）エコ・ステーション推進協会</p>	<p>&lt;支援要件・内容&gt;</p> <p>ディーゼル代替LPガス自動車に燃料を供給する設備をガソリンスタンド等の給油所に設置（新設及び増設）及び当該設備を運営するための経費に対する補助を行う。</p> <p>&lt;補助率&gt;</p> <p>1. 設備設置費：1/2（上限3,000万円） 2. 運営費：1,980,600円</p>
10	<p>環境共生住宅市街地モデル事業</p> <p>&lt;申請先等&gt; 国土交通省</p>	<p>&lt;支援要件・内容&gt;</p> <p>環境共生住宅市街地ガイドラインに即した住宅の断熱化・省エネ設備及び敷地内緑化等一定の要件を満たす住宅団地（概ね50戸以上）に対して、施設整備に必要な経費の一部を補助する。</p> <p>&lt;補助対象経費&gt;</p> <p>調査設計計画費及び透水性舗装、雨水浸透施設、屋上緑化、緑化公開空地、緑化人工地盤、コンポスト等のごみ処理システム、雨水及び中水道等の水有効利用システム、太陽エネルギー活用システムの施設整備費</p> <p>&lt;補助率&gt;</p> <p>1/3（地方住宅供給公社、民間事業者等が施行者の場合、地方公共団体の補助する額の1/2以内かつ対象事業費の1/3以内）</p>
11	<p>都市公園事業</p> <p>&lt;申請先等&gt; 国土交通省</p>	<p>&lt;支援要件・内容&gt;</p> <p>公園整備において、太陽エネルギーの活用等省資源・省エネルギーを推進し、公園の維持管理費の節減や環境負荷の低減を図るとともに、公園の防災機能の強化を図るため、公園内の放送・照明・プール等へ活用する太陽光発電等の設備について、その設置費用の一部を補助する。</p> <p>&lt;補助率&gt;</p> <p>1/2</p>

12	<p>環境共生住宅建設推進事業          &lt;申請先等&gt;          国土交通省</p>	<p>&lt;支援要件・内容&gt;          地域の特性を活かした環境共生住宅整備に関する基本方針、モデル住宅団地における環境共生住宅建設に関する計画の策定に必要な経費の一部を補助する。          ・水循環や廃棄物のリサイクル、自然エネルギーの活用を含めたエネルギーの効率的利用の創意工夫を施した住宅          &lt;補助率&gt;          1/3</p>
13	<p>バス利用促進等総合対策事業          (交通システム対策事業)          &lt;申請先等&gt;          国土交通省</p>	<p>&lt;支援要件・内容&gt;          パークアンドバスライド、サイクルアンドバスライド、レールアンドバスライド、トランジットモール(バス路線導入型)、コミュニティバス、シャトルバス及び共同輸配送システムを実施するために必要となる施設及び設備の整備に対して補助を行う。          &lt;補助率&gt;          国1/4+地方公共団体1/4</p>
14	<p>地域協議会温暖化対策モデル事業          &lt;申請先等&gt;          環境省</p>	<p>&lt;支援要件・内容&gt;          地域の特性に応じた温暖化対策の推進を目的とし、①温室効果ガスの削減、②削減効果の評価・公表、③地方公共団体、企業、NPO、住民などによる地域のパートナーシップ組織「地球温暖化対策地域協議会」が実施する事業であること。          具体的な事業としては、①一般家庭200～400世帯を対象にした温暖化対策診断、②ITを活用したエコドライブ診断、③バイオマスを利用した新しいエネルギー供給・利用システムの整備、④地域協議会が独自に企画した脱温暖化プロジェクトの4事業を想定          &lt;補助率&gt;          1.③については1/2          2.④以外は全額(限度額1,000万円程度)</p>
15	<p>低公害車普及推進事業          &lt;申請先等&gt;          環境省</p>	<p>&lt;支援要件・内容&gt;          地方公共団体による低公害車の集中導入を促進するため、補助を行う。          &lt;補助率&gt;          通常車両との価格差の1/2、低公害車への改造費の1/2、燃料等供給施設の設置費の1/2</p>
16	<p>公立学校施設整備費          &lt;申請先等&gt;          文部科学省          経済産業省</p>	<p>&lt;支援要件・内容&gt;          環境を考慮した学校施設(エコスクール)に関するパイロット・モデル校の建物等の整備に必要な経費(基本計画、策定調査費、建物等整備費、新エネルギー導入費等)の一部を補助する。          &lt;補助率&gt;          1.調査研究費:原則全額          2.建物等整備費:1/2(新增築)、1/3(改築、大規模改造)          3.新エネルギー導入:経済産業省の補助率</p>

17	省エネルギー教育推進モデル校事業 <申請先等> (財) 省エネルギーセンター	<支援要件・内容> ○対象：全国の小中学校 ○モデル校の指定期間：3年間 1. 共通支援 ①モデル校各校に対して、以下の機器を提供する。 ・省エネナビ（エネルギー消費計測器）…全校型1台フロア型3台、家庭用40台以内 ・エコワット（簡易型電力量表示器）…40個以内 ②情報提供・交換の場の設定 ホームページ「モデル校 Web サイト」を設け、省エネルギー学習の実施状況及びその内容についてモデル校間の情報交換の手段とする。 ③講習会の開催 省エネ教育を行うための、先生等に対する講習会（研修会）の開催 2. 個別支援 1.の共通支援に加えてモデル校各校の個々の省エネルギー学習プランに基づき、予算の範囲内（年間30万円以内）で、省エネ授業等に必要な教材の提供、講師の派遣などの支援を行う。 ①教材の提供 ・学習プランに基づく必要教材の購入等 ・各種パンフレット ・実験教材の貸し出し ②講師の派遣 省エネの専門家を派遣 ③その他 エネルギー関連の施設見学等、省エネルギー学習に対する支援 3. 学習プランづくりのための支援 各モデル校担当専門員による省エネ学習プラン作成のための相談、助言
融資関連		
18	建築物省エネルギー推進事業 <申請先等> 日本政策投資銀行	<支援要件・内容> 既存建築物の省エネ性能の向上のための改修に導入される設備等に必要経費を融資の対象とする。 <融資利率> 政策金利 I

## 4.2 事業者・県民等を対象とする制度

補助金関連		
No.	事業名	事業概要
1	<p>省エネルギー地域活動支援事業 (草の根型地域省エネ活動支援事業)</p> <p>&lt;申請先等&gt; NEDO (新エネルギー・産業技術総合開発機構) (財) 省エネルギーセンター</p>	<p>&lt;支援要件・内容&gt; 地域レベルの省エネルギーの設備導入・普及啓発を図るために、民間団体等(特定非営利活動法人、公益法人等の法人格を有する民間団体。もしくは、法人格はもたないが、会員が10人以上で定款に準ずる書類を整備している民間団体)が行う気候風土、生活環境等の差異を踏まえた草の根レベルでの活動に対して、その必要な経費の一部を補助する。</p> <p>1. 設備導入支援事業 民間団体等が第三者の行う省エネルギー設備導入を支援するもの。</p> <p>2. 普及啓発事業 民間団体等が省エネルギーに関する普及啓発を行うもの。</p> <p>&lt;補助率&gt; 1/2以内</p>
2	<p>エネルギー需要最適マネジメント推進事業</p> <p>&lt;申請先等&gt; NEDO (新エネルギー・産業技術総合開発機構)</p>	<p>&lt;支援要件・内容&gt; 民生部門のエネルギー消費削減を目的とした家電機器、給湯機器の自動制御装置の導入推進事業に対する補助を実施。</p> <p>・住宅の家電機器や給湯機器等を宅内ネットワークでつないで複数の機器を自動制御し、省エネルギーを促進させる実証試験(家庭等のエネルギーマネジメントシステム(HEMS)のフィールドテスト)</p> <p>&lt;補助率&gt; 設備導入に要する経費:1/2以内 調査研究事業:定額</p>
3	<p>住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業 (省エネ型住宅・オフィスの新増築の推進)</p> <p>&lt;申請先等&gt; NEDO (新エネルギー・産業技術総合開発機構)</p>	<p>&lt;支援要件・内容&gt; 住宅・建築物に関する高効率エネルギーシステムのアイデアを募集し、それらを導入する際の費用に対する補助を実施。</p> <p>例)・太陽光を利用した照明装置と空調装置と断熱装置との組合せ</p> <p>・家庭内生活廃熱等を利用した空調装置と厨房装置と断熱装置との組合せ</p> <p>・地下水を利用した空調装置と給湯装置と断熱装置との組合せ等</p> <p>&lt;補助率&gt; 1/3以内</p>

4	<p>先導的省エネルギー技術導入アドバイザー事業          &lt;申請先等&gt;          NEDO（新エネルギー・産業技術総合開発機構）</p>	<p>&lt;支援要件・内容&gt;          NEDO 実施の技術開発の成果及び導入促進事業を活用して、先進的な省エネルギー技術の導入を促すアドバイザー事業を実施。          専門家の巡回指導等による省エネルギー診断・エネルギー負荷計測等、技術導入詳細調査          &lt;補助率&gt;          1. 導入指導事業：全額          2. 技術導入詳細調査事業：1/2</p>
5	<p>エネルギー使用合理化事業者支援事業          &lt;申請先等&gt;          NEDO（新エネルギー・産業技術総合開発機構）</p>	<p>&lt;支援要件・内容&gt;          これまで相当程度省エネルギー努力を行っている事業者が、更に省エネルギーを推進するために行う先進的な技術の導入や先進的な取組みで、他の事業者への波及効果が見込まれる事業に対する補助を実施。          &lt;補助率&gt;          1/3以内（上限2億円）</p>
6	<p>新エネルギー事業者支援対策事業          &lt;申請先等&gt;          東北経済産業局環境資源部エネルギー対策課</p>	<p>&lt;支援要件・内容&gt;          新エネルギー法第8条第1項の規定に基づき、事業活動において、新エネルギー利用等を行おうとする者が、当該新エネルギー利用等に関する計画を作成し、その利用計画に基づいて新エネルギー導入事業を行う事業者に対して、事業費の一部を補助する。          原則として、下記基準（1、2のほか、太陽光・風力・バイオマス発電、雪氷熱利用、クリーンエネルギー自動車等も対象）を満たすものか又はそれと同等の効果を有するものであること。          1. 天然ガスコージェネレーション              ① 高効率型天然ガスコージェネレーション設備                  ・ 発電出力：500kW 以上                  ・ 省エネ率：15% 以上              ② 天然ガスコージェネレーション活用型エネルギー供給設備（地域熱供給、特定電気事業）                  ・ 設備能力：温・冷熱供給量41.86GJ/h（10Gcal/h）以上                  ・ 省エネ率5% 以上                  ・ 天然ガスコージェネレーションの排熱依存率40% 以上          2. 燃料電池              ・ 発電出力：50kW 以上              ・ 省エネ率：10% 以上          &lt;補助率&gt;          1/3以内（上限有）</p>
7	<p>地域地球温暖化防止支援事業          &lt;申請先等&gt;          NEDO（新エネルギー・産業技術総合開発機構）</p>	<p>&lt;支援要件・内容&gt;          地方公共団体又は地方公共団体との関係が認められる地域コミュニティ、環境NPO若しくは事業者等が単独あるいは連係して、新エネルギー又は省エネルギー設備の導入による複数の事業を行う場合に、先進的なモデル事業となりうるものを対象として支援する。          &lt;補助率&gt;          1/2以内（又は1/3以内）</p>

8	<p>クリーンエネルギー自動車等導入促進対策事業</p> <p>&lt;申請先等&gt;</p> <p>NEDO（新エネルギー・産業技術総合開発機構）</p> <p>（財）日本電動車両協会</p> <p>（社）日本ガス協会</p> <p>（財）エコ・ステーション推進協会</p>	<p>&lt;支援対象者&gt;</p> <p>クリーンエネルギー自動車の導入者及び燃料供給設備の設置者</p> <p>&lt;補助率&gt;</p> <p>1.自動車（電気・ハイブリッド・天然ガス・メタノール自動車） 通常車両との価格差の1/2以内（上限有）</p> <p>2.燃料供給設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自家用天然ガス燃料供給設備：1/2以内（上限有）</li> <li>・自家用充電設備：1/2以内（上限50万円）</li> <li>・エコ・ステーション（設置・改造・運営費）：定額（上限有）</li> </ul> <p>（設置の場合）</p> <p>普通充電スタンド：350万円及び施設（急速充電スタンド） 1ヶ所あたり3,000万円の2条件</p> <p>天然ガススタンド：9,000万円</p> <p>（改造の場合）</p> <p>電気自動車用充電設備：1,100万円</p> <p>天然ガス自動車用充填設備：1,700万円</p> <p>（運営費）</p> <p>天然ガス自動車用充填設備：1会計年度につき198万円</p>
9	<p>環境調和型地域開発促進事業調査費補助</p> <p>&lt;申請先等&gt;</p> <p>経済産業省</p>	<p>&lt;支援要件・内容&gt;</p> <p>住宅の配置における工夫、省エネルギー設備の導入などにより、地域における総合的な省エネルギーを図る環境調和型地域開発事業化可能性調査の実施に対して、調査研究費用の一部を補助する。</p> <p>&lt;補助率&gt;</p> <p>1/2以内（限度額3千万円）</p>
10	<p>低公害自動車普及基盤整備事業（LPガス自動車転換補助制度）</p> <p>&lt;申請先等&gt;</p> <p>経済産業省</p> <p>日本LPガス協会</p>	<p>&lt;支援要件・内容&gt;</p> <p>ディーゼル車からLPガス自動車（軽自動車、小型自動車及び普通自動車であって、用途が貨物用、乗車定員11人以上の乗合用及び冷蔵冷凍車等の特種用途であること。）への転換に必要な経費に対する補助を行う。</p> <p>&lt;補助率&gt;</p> <p>3.5トン超車：改造（相当）費用の1/2（25万円/台が限度）</p> <p>3.5トン以下車：改造（相当）費用の1/2（20万円/台が限度）</p>
11	<p>低公害自動車普及基盤整備事業（ディーゼル代替LPガス自動車普及基盤整備事業）</p> <p>&lt;申請先等&gt;</p> <p>経済産業省</p> <p>（財）エコ・ステーション推進協会</p>	<p>&lt;支援要件・内容&gt;</p> <p>ディーゼル代替LPガス自動車に燃料を供給する設備をガソリンスタンド等の給油所に設置（新設及び増設）及び当該設備を運営するための経費に対する補助を行う。</p> <p>&lt;補助率&gt;</p> <p>1.設備設置費：1/2（上限3,000万円）</p> <p>2.運営費：1,980,600円</p>

12	バス利用促進等総合対策事業（交通システム対策事業） <申請先等> 国土交通省	<支援要件・内容> パークアンドバスライド、サイクルアンドバスライド、レールアンドバスライド、トランジットモール（バス路線導入型）、コミュニティバス、シャトルバス及び共同輸配送システムを実施するために必要となる施設及び設備の整備に対して補助を行う。 <補助率> 国1/4+地方公共団体1/4
13	農林水産業環境対策補助事業 <申請先等> 農林水産省	<支援要件・内容> 農林水産業において、石油をはじめとするエネルギー使用量の低減を図る事業に対し必要な経費を補助する。 1. 経営構造対策事業（土づくりのための高品質堆肥製造施設、省エネルギーモデル温室、未利用資源利活用施設等の整備） 2. 生産振興総合対策事業（地下水熱、太陽熱等の地域資源を暖房等に利用する石油代替エネルギー利用モデル温室の整備） 3. 資源リサイクル畜産環境整備事業（家畜排せつ物と生ゴミ、食品加工残さ等地域に賦存する有機性資源のたい肥化、飼料化、エネルギー利用等を行う地域資源循環利用施設の整備） 4. 林業・木材産業構造改善事業（木材加工施設から出される廃材等をエネルギー源として利用する乾燥施設等の整備） 5. 水産基盤整備事業（かき殻等の水産廃棄物等を漁場造成等に活用するとともに、道路・岸壁の融雪装置、漁港浄化装置、集落排水処理施設等と一体的に整備する風力、太陽光等の新エネルギーを導入した発電施設の整備）
14	エコ・アイス補助金制度 <申請先等> （財）ヒートポンプ・蓄熱センター	<支援要件・内容> 個別分散型エコ・アイス（ビル用マルチタイプ・パッケージタイプ。ただし、特注品は除く）のうち次の機器を設置する場合の補助制度。 1. エコ・アイス mini（80m <sup>2</sup> 程度以上の店舗・事務所等に適用している。） 2. 10馬力相当以上のエコ・アイスで、ピークシフト率が40%以上の機種（200m <sup>2</sup> 程度以上の事務所・店舗等に適用している。） <補助率> 1. エコ・アイス mini と従来の空調システムとの差額の1/3 2. 10馬力相当以上のエコ・アイスと従来の空調システムとの差額の30%
15	エコキュート補助金制度 「住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業」 （高効率給湯器導入支援事業） <申請先等> （財）ヒートポンプ・蓄熱センター	<支援要件・内容> 民生部門における抜本的な省エネルギー対策の推進のため、従来エネルギー効率の改善が進んでいなかった給湯分野について高効率給湯器の市場への円滑な導入に向け、省エネ性に優れたエコキュートを普及促進するための補助金制度。 <補助率> CO <sub>2</sub> 冷媒ヒートポンプ給湯器でエネルギー消費効率 COP が3.0以上のもので NEDO が指定した補助対象給湯器と従来型給湯器との差額の1/2以内

16	<p>潜熱回収型給湯器導入補助金制度 「住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業」 (高効率給湯器導入支援事業) ＜申請先等＞ NEDO (新エネルギー・産業技術総合開発機構) (社) 日本ガス協会 (財) エルピーガス振興センター</p>	<p>省エネルギーに優れた潜熱回収型給湯器の導入を促進するための補助金制度。 下記条件を満たした給湯器で NEDO が補助金交付対象機器として指定した以下の給湯器</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・潜熱を回収するための熱交換器を備えている給湯器</li> <li>・給湯熱効率が90%以上である給湯器</li> <li>・都市ガスまたは LP ガスを使用する給湯器</li> <li>・定格給湯能力が60号以下である給湯器</li> </ul> <p>※平成15年度から、<u>家庭用ガスエンジンコージェネレーションを追加予定</u></p> <p>＜補助率＞</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 補助対象給湯器と従来機器の価格差の1/2以内</li> <li>2. ドレン配管工事費の1/2以内</li> </ol>
17	<p>エネルギー多消費型設備天然ガス化推進補助事業 ＜申請先等＞ 経済産業省 (社) 日本ガス協会</p>	<p>＜支援要件・内容＞ 二酸化炭素排出量の削減を図るため、石炭、石油等の燃料を原油換算で150kl/年以上使用する工業炉、ボイラ等の燃焼設備を、天然ガスを主原料とするガスへ燃料転換した事業者に対し、その設備変更等に要する経費の一部を補助する。</p> <p>＜補助率＞</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 石炭、B 重油、C 重油、その他石油製品等（炭素換算係数：A 重油超）からの天然ガス化事業 1/3以内（上限50百万円）</li> <li>2. 灯油、軽油、A 重油、その他石油製品等（炭素換算係数：灯油以上 A 重油以下）からの天然ガス化事業 1/4以内（上限38百万円）</li> </ol>
18	<p>ガス冷房補助金制度 ＜申請先等＞ (社) 日本ガス協会</p>	<p>＜支援要件・内容＞ 夏場の冷房用電力需要のピークをカットし、電力負荷を平準化するため、ガス冷房（ガスヒートポンプ（GHP）・吸収式個別空調システム）の普及促進のための補助制度。</p> <p>＜補助率＞ 個別分散ガス冷房機器と電気冷房（EHP）機器とのイニシャルコスト差から、個別分散ガス冷房と電気冷房（EHP）とのランニングコスト差を差し引いた額の1/3相当</p>
19	<p>天然ガス自動車等導入促進事業 ＜申請先等＞ NEDO (新エネルギー・産業技術総合開発機構) (社) 日本ガス協会</p>	<p>＜支援要件・内容＞ 天然ガス自動車を導入する者及び燃料供給設備（急速充填設備、昇圧供給装置）を設置する者に補助金を交付する。</p> <p>＜補助率＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・天然ガス自動車の導入：同種の一般的自動車との差額の1/2以内または改造費の1/2以内</li> <li>・供給設備の設置：設置に要する費用の1/2以内(設置規模に応じた上限がある)</li> </ul>

融資関連		
20	環境低負荷型建築物（エコケアビル）整備事業 ＜申請先等＞ 国土交通省	＜支援要件・内容＞ 特に先導的なモデルとして、 1.省エネ性能が高いこと。 2.節水、汚濁負荷の低減のための措置が施されていること。 3.周辺環境への適切な配慮がなされていること。 4.ゴミ削減のための措置が施されていること。 を全て満たす建築物（延床面積2,000m <sup>2</sup> 以上）に対して低利融資を行う。
21	省エネルギー資金(環境対策貸付) ＜申請先等＞ 中小企業金融公庫	＜支援要件・内容＞ 中小企業者の省エネルギー施設、エネルギー使用合理化設備の設置に必要な経費を融資の対象とする。 ＜融資限度額＞ 直接貸付：7億2千万円 代理貸付：1億2千万円 ＜融資利率＞ 年0.95%～（H14.10.10現在）
22	石油代替エネルギー資金 ＜申請先等＞ 中小企業金融公庫	＜支援要件・内容＞ 石油代替エネルギー（ガス、廃棄物、廃熱、太陽光、太陽熱、風力、温度差エネルギー、メタノール、電気、燃料電池）を使用するために必要な設備を設置する中小企業、又は供給する一般ガス事業者に対し融資を行う。 ＜融資限度額＞ 7億2千万円
23	環境対策貸付(省エネルギー資金) ＜申請先等＞ 国民生活金融公庫	＜支援要件・内容＞ 中小企業者の省エネ施設の設置、承認事業計画の実施等に必要な設備資金を融資の対象とする。 ＜融資限度額＞ 7,200万円 ＜融資利率＞ 年0.8%～（H14.10.10現在）
24	エネルギー貸付 ＜申請先等＞ 国民生活金融公庫	＜支援要件・内容＞ 中小企業が、石油代替エネルギーを使用または供給する施設を取得するために必要な設備資金の貸付を行う。 ＜融資限度額＞ 7,200万円
25	省エネルギー対策推進関連融資 （産業部門省エネルギー推進事業） ＜申請先等＞ 日本政策投資銀行	＜支援要件・内容＞ 廃熱等使用されないまま排出されているエネルギーを回収するために付加する設備又はエネルギーの使用効率を改善（20%以上）するための設備等で、年間原油換算100kl以上に相当するエネルギーの節減が可能となる事業に必要な経費を融資の対象とする。 ＜融資利率＞ 政策金利Ⅱ

26	省エネルギー対策推進関連融資 (民生部門省エネルギー推進事業) <申請先等> 日本政策投資銀行	<支援要件・内容> ①省エネ法に基づく機械器具等の製造設備の設置又は改善を行う事業等、②省エネ法に基づく住宅の製造設備及び省エネ効果の高い建材の製造設備の設置又は改善を行う事業、③国際エネルギースタープログラムに基づく省エネ基準を満たす機器導入、省エネ法に基づく低燃費車等の導入事業に必要な経費を融資の対象とする。 <融資利率> 政策金利Ⅲ
27	建築物省エネルギー推進事業 <申請先等> 日本政策投資銀行	<支援要件・内容> 既存建築物の省エネ性能の向上のための改修に導入される設備等に必要経費を融資の対象とする。 <融資利率> 政策金利Ⅰ
28	省エネルギー対策推進関連融資 (コージェネレーションシステム整備、電力負荷平準化事業) <申請先等> 日本政策投資銀行	<支援要件・内容> 産業部門、民生部門及び運輸部門において省エネルギー設備の導入、エネルギー利用効率の向上等により資源エネルギーの合理的利用促進を図ることを目的とする融資。 1. コージェネレーションシステム整備 一次エネルギー利用効率が60%以上で、出力50kW以上のもの 2. 電力負荷平準化事業 <融資利率> 1. コージェネレーションシステム整備：政策金利Ⅱ 2. 電力負荷平準化事業：政策金利Ⅲ
29	地域冷暖房関連融資 <申請先等> 日本政策投資銀行	<支援要件・内容> 地域冷暖房施設を整備することにより、地域特性に合った高効率熱利用の促進、都市における熱エネルギーの供給の効率化を通じて省エネルギー及び環境負荷の低減を図るための融資。 ・熱供給事業法に基づく地域冷暖房施設(大規模コージェネレーションシステム、未利用エネルギーなどを活用するもの等) <融資利率> 政策金利ⅠまたはⅢ
30	新エネルギー・自然エネルギー開発関連融資 <申請先等> 日本政策投資銀行	<支援要件・内容> CO <sub>2</sub> 等温室効果ガス排出抑制等、環境負荷の観点からも優れたクリーンなエネルギー源である新エネルギー・自然エネルギーを開発することにより、エネルギー・セキュリティ確保及び地球温暖化対策の推進を図るための融資。 1. 出力1千kW以上の水力発電所整備事業(出力7万kW超の一般水力発電所を除く) 2. 風力発電施設(出力800kW以上)整備事業 3. 太陽光発電施設(出力150kW以上)整備事業 4. 地熱発電所整備事業 5. 燃料電池整備事業(出力100kW以上で、廃熱を利用し、一次エネルギー利用効率が60%以上のもの) 6. 地熱開発 <融資利率> 政策金利ⅡまたはⅢ

31	<p>農林水産業環境対策低利融資事業          &lt;申請先等&gt;          農業協同組合、農業協同組合連          合会、農林中央金庫</p>	<p>&lt;支援要件・内容&gt;          農林水産業において、石油をはじめとするエネルギー使用量の          低減を図る事業に対し必要な経費を融資の対象とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 農業近代化資金のうち未利用資源活用施設資金（太陽熱、地              熱、風力、廃棄物等未利用資源を農業用のエネルギーとして              活用する施設を貸付対象とした低利融資）</li> <li>2. 農林漁業金融公庫資金のうち未利用資源活用施設に対する融              資（太陽熱・地熱・風力・廃棄物焼却熱等を利用した施設な              ど特定の施設を貸付対象とした低利融資）</li> <li>3. 林業改善資金のうち技術導入資金（林地残材、端材、間伐材              等を原料としたペレット（粒状燃料）等を製造する「成形燃              料製造機械・施設」を貸付対象とした無利子融資）</li> <li>4. 沿岸漁業改善資金のうち燃料油消費節減機器等設置資金（漁              船用低燃費機関等を貸付対象とした無利子融資）</li> </ol>										
税制関連												
32	<p>エネルギー需給構造改革投資促進          税制</p>	<p>&lt;支援要件・内容&gt;          以下の対象設備を適用期間内に取得して、その後1年以内に事          業の用に供した場合、税額控除もしくは特別償却の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エネルギー有効利用付加設備等（熱併給型動力発生装置）</li> <li>・電気・ガス需要平準化設備（ガス冷房装置）等</li> </ul> <p>&lt;措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・税額控除：取得価格の7%相当額（供用年度の法人税の20%              を限度）を法人税額から控除</li> <li>・特別償却：初年度、普通償却に加えて取得価格の30%相当額              の特別償却</li> </ul>										
33	<p>最新排ガス規制適合車を早期に取          得した場合の特例措置</p>	<p>&lt;支援要件・内容&gt;          自動車取得税：税率の軽減</p> <p>&lt;措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成15年規制適合車（ディーゼル中量トラック、ディーゼル              重量トラック）</li> </ul> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">H14. 4.1～H15.9.30</td> <td style="text-align: right;">1.0%の軽減</td> </tr> <tr> <td>H15.10.1～H16.2.29</td> <td style="text-align: right;">0.1%の軽減</td> </tr> </table>	H14. 4.1～H15.9.30	1.0%の軽減	H15.10.1～H16.2.29	0.1%の軽減						
H14. 4.1～H15.9.30	1.0%の軽減											
H15.10.1～H16.2.29	0.1%の軽減											
34	<p>ディーゼル車の廃車代替</p>	<p>&lt;支援要件・内容&gt;          旧型ディーゼル車を廃車して取得する最新規制適合車に対する          自動車取得税の軽減。</p> <p>&lt;措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・NO<sub>x</sub>・PM法に基づく廃車代替</li> </ul> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">H14.3.2～H15.3.31</td> <td style="text-align: right;">2.3%の軽減</td> </tr> <tr> <td>H15.4.1～H17.3.31</td> <td style="text-align: right;">1.9%の軽減</td> </tr> <tr> <td>H17.4.1～H19.3.31</td> <td style="text-align: right;">1.5%の軽減</td> </tr> <tr> <td>H19.4.1～H21.3.31</td> <td style="text-align: right;">1.2%の軽減</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・NO<sub>x</sub>・PM法対策地域外</li> </ul> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">H13.4.1～H15.3.31</td> <td style="text-align: right;">0.5%の削減</td> </tr> </table>	H14.3.2～H15.3.31	2.3%の軽減	H15.4.1～H17.3.31	1.9%の軽減	H17.4.1～H19.3.31	1.5%の軽減	H19.4.1～H21.3.31	1.2%の軽減	H13.4.1～H15.3.31	0.5%の削減
H14.3.2～H15.3.31	2.3%の軽減											
H15.4.1～H17.3.31	1.9%の軽減											
H17.4.1～H19.3.31	1.5%の軽減											
H19.4.1～H21.3.31	1.2%の軽減											
H13.4.1～H15.3.31	0.5%の削減											

35	低燃費車特例	<p>&lt;支援要件・内容&gt;          低燃費車かつ排出ガスが最新規制の3/4以下の自動車取得税の軽減（H13.4.1～H15.3.31までの取得）。</p> <p>&lt;措置&gt;          課税標準：取得価格から30万円を控除</p>
36	低公害車特例	<p>&lt;支援要件・内容&gt;          電気自動車等低公害車の自動車取得税の軽減（H13.4.1～H15.3.31までの取得）。</p> <p>&lt;措置&gt;          ・電気、メタノール、圧縮天然ガス、ハイブリッド車（バス、トラック）：2.7%の軽減          ・ハイブリッド車（乗用車）：2.2%の軽減</p>
37	低公害自動車の燃料等供給設備に係る特例措置	<p>&lt;支援要件・内容&gt;          電気自動車の充電設備、CNG自動車の圧縮天然ガス充填設備、メタノール自動車のメタノール充填設備が対象。</p> <p>・固定資産税：課税標準額が3年間2/3に減額          ・特別土地保有税：非課税</p>
38	自動車税の重軽課	<p>&lt;支援要件・内容&gt;</p> <p>1. 軽課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・低公害車のうち電気、圧縮天然ガス、メタノール車：50%軽減</li> <li>・排出ガスが最新規制値の1/4以下の自動車かつ低燃費車：50%軽減（2年間）</li> <li>・排出ガスが最新規制値の1/2以下の自動車かつ低燃費車：25%軽減（2年間）</li> <li>・排出ガスが最新規制値の3/4以下の自動車かつ低燃費車：13%軽減（2年間）</li> </ul> <p>※H13.4.1～H14.3.31に新車新規登録を受けた場合にH14年度・H15年度分の自動車税が軽減          ※H14.4.1～H15.3.31に新車新規登録を受けた場合にH15年度・H16年度分の自動車税が軽減          ※低燃費車：改正省エネ法に基づく2010年新燃費基準達成車</p> <p>2. 重課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車齢11年超のディーゼル車：10%の重課</li> <li>・車齢13年超のガソリン車：10%の重課</li> </ul> <p>※H14.3.31までに車齢11年あるいは13年を超えた場合はH14年度以降重課          ※H15.3.31までに車齢11年あるいは13年を超えた場合はH15年度以降重課          ※一般乗合バス、低公害車は除く。          ※車齢とは、新車新規登録を受けてからの経過年数。</p>